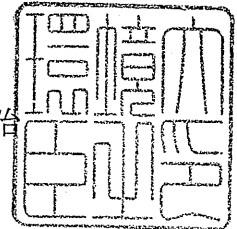


諮問第497号  
環自野発第1809267号  
平成30年9月26日

中央環境審議会  
会長 武内 和彦 殿

環境大臣  
中川 雅 治



国指定鳥獣保護区の指定等及び同特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第9項及び第29条第4項において準用する法第3条第3項の規定に基づき、下記国指定鳥獣保護区の指定等及び同特別保護地区の指定について、貴審議会の意見を求めます。

記

釧路湿原鳥獣保護区の変更（拡張）について  
釧路湿原鳥獣保護区釧路湿原特別保護地区の指定について  
小佐渡東部鳥獣保護区の変更（拡張）について  
小佐渡東部鳥獣保護区小佐渡東部特別保護地区の指定について  
葛西沖三枚洲鳥獣保護区の指定について  
葛西沖三枚洲鳥獣保護区特別保護地区の指定について  
浜甲子園鳥獣保護区特別保護地区の指定について  
霧島鳥獣保護区霧島特別保護地区の指定について  
仲の神島鳥獣保護区仲の神島特別保護地区の指定について

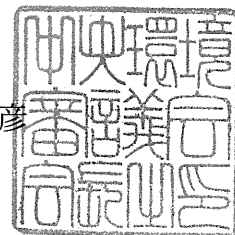
以上



中環審第1047号  
平成30年9月26日

中央環境審議会 自然環境部会  
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



国指定鳥獣保護区の指定等及び同特別保護地区の指定について（付議）

平成30年9月26日付け諮問第497号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。